

議案第 6 号

逗子市情報公開条例の一部改正について

逗子市情報公開条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 5 日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市情報公開条例の一部を改正する条例

逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第18条第 3 項中「当該情報の原本を」を「公開請求に係る情報及び一部公開決定された情報の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の逗子市情報公開条例第18条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に決定された情報から適用する。

（令和 7 年度以前に非公開とされた情報に係る電磁的記録の作成等の特例）

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の逗子市情報公開条例第18条第 3 項の規定に基づき保存された情報は、改正後の同項の規定の例により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、保存することができる。

（提案理由）

情報公開関連文書を長期間安全に保存するため、電磁的記録を作成し、保存するに当

たり、改正の要あるため提案する。